

食料・農業・農村政策審議会 食糧部会 議案

「畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）の数量単価の改定」に関する調査審議の付託及び「食料・農業・農村政策審議会食糧部会における経営所得安定対策小委員会の設置について」の改正について

畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）の数量単価を改定するときには、農林水産大臣は、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴かなければならないとされています。（農業の担い手に対する経営安定のための交付金に関する法律第3条第7項）

これに基づき、農林水産大臣は同審議会に対し意見を求める旨の諮問を行い、それを受けて同審議会の下に設置された食糧部会から答申を行うこととなります。

今回、農林水産大臣から諮問（資料1）のあったゲタ対策の数量単価の改定に関する調査審議について、経営所得安定対策小委員会に付託するものです。

また、平成27年11月30日付で食糧部会において決定された「食料・農業・農村政策審議会食糧部会における経営所得安定対策小委員会の設置について」について、表現の適正化を目的として資料3のとおり、改正を行うものです。